

## 地域自殺対策強化事業実施要領

### 1 目的

自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失である。また、追い込まれた人に対する社会のセーフティーネット機能を強化し、自殺者及び自殺企図者さらにうつ病患者を減少させることは、国民の生活の安心に寄与するとともに、そういった人が就労を継続できることで生産性の改善につながり、経済の成長力の底上げにも寄与するものである。

このため、本事業は、各地方公共団体が、若年層向け自殺対策や、経済情勢の変化に対応した自殺対策など、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自殺対策の強化を図ることを目的とする。

### 2 事業構成及び事業内容

地域における自殺対策を強化するため、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、若年層向けの対策、自殺未遂者への支援、経済状況の悪化等による自殺リスク増加の防止等に重点を置きつつ、自殺を考えている人の個々のニーズに応じたきめ細かな相談支援等の別記に掲げる事業を実施するものとする。当該事業は、民間団体への委託、補助又は助成等により実施することができるものとする。

### 3 実施主体

- (1) 実施主体は、都道府県又は市町村とし、その責任の下に地域自殺対策強化事業（以下「強化事業」という。）を実施するものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じ、当該都道府県又は市町村が適切と認める法人又は法人以外の団体に事業の実施を委託することができる。この場合において、委託を行う都道府県又は市町村は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも都道府県又は市町村であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

#### 4 実施方法

(1) 強化事業は、本要領の定めるところにより実施するものとする。

#### (2) 事業計画

- ① 市町村は、強化事業を実施するに当たり、実施する強化事業を示した事業計画（以下「市町村事業計画」という。）を策定し、都道府県に提出するものとする。
- ② 都道府県は、提出された市町村事業計画について審査し、必要な調整を行った上で取りまとめるとともに、都道府県自らが実施する強化事業を示した事業計画（以下「都道府県事業計画」という。）を、都道府県事業計画と管内の市町村事業計画と併せた総括表をそれぞれ策定し、取りまとめられた管内の市町村事業計画を添付して内閣府に提出するものとする。
- ③ 内閣府は、提出された都道府県事業計画及び市町村事業計画について、地域自殺対策強化交付金交付要綱（平成 27 年 2 月 19 日付け府政共生第 157 号内閣府事務次官通知。以下「交付要綱」という。）や本要領等に反する場合は、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

注）総括表は交付要綱の別紙様式 1 の添付書類様式 2-1 により、都道府県事業計画は同添付書類様式 2-2 により、市町村事業計画は同添付書類様式 2-3 によりそれぞれ作成すること。

#### 5 事業実施期間

地域自殺対策強化事業は、平成 28 年 3 月 31 日までに事業を完了することとする。

#### 6 事業実施に当たっての留意点

- (1) 強化事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 当該事業の対象経費についての留意点は、次のとおりである。
  - ① 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とするが、この事業が平成 28 年 3 月 31 日までの事業であること等に鑑み、関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。
  - ② 行政機関の職員の旅費に関する経費は対象外とする。ただし、内閣府が定めるものは除く。

#### 7 事業の検査等

- (1) 内閣総理大臣は、事業の適性を期するため必要があるときは、都道府県及び市町村に報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

- (2) 内閣総理大臣は、(1) の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、交付要綱又は本要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県又は市町村に対して、事業の中止、変更又は適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

## 8 事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 7 (2) により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他適切と認められない場合

## 別記 事業構成及び事業内容

### 第1 事業構成

強化学業の構成は、以下のとおりとする。

- 1 若年層対策事業
- 2 経済情勢対策事業
- 3 その他地域の実情に応じて強化すべき自殺対策事業

### 第2 事業内容

#### 1 若年層対策事業

- (1) 若年層向け相談会の実施
- (2) 若年層に対する訪問相談等
- (3) 若年層向け相談窓口の設置（電話、メール、SNSによるものを含む。）
- (4) 若年層に対する相談者等（指導者を含む。）の養成（教職員、スクールカウンセラー等を含む。）
- (5) 若年層の自殺対策に携わる人材を養成するための事業（若年層に対するゲートキーパー養成研修会等を含む。）
- (6) 自殺予防に関する啓発（対象を若年層向けに限定。啓発には自殺予防教育等を含む。配布物を作成する場合はリーフレット、パンフレット等に限る。）
- (7) (1)～(6)を実施するに当たって必要となる周知等（本事業の実施には、本事業を実施するに当たって必要となった(1)～(6)のいずれかの事業と併せて実施することが必要。周知のための配布物を作成する場合はポスター及びチラシに限る。）

#### 2 経済情勢対策事業

- (1) 経済・生活問題等に関する相談会の実施
- (2) 経済・生活問題等に関する訪問相談等
- (3) 経済・生活問題等に資する相談窓口の設置（電話、メール、SNSによるものを含む。）
- (4) 経済・生活問題等に関する相談者等（指導者を含む。）の養成
- (5) 経済・生活問題等に関する自殺対策に携わる人材を養成するための事業
- (6) (1)～(5)を実施するに当たって必要となる周知等（本事業の実施には、本事業を実施するに当たって必要となった(1)～(5)のいずれかの事業と併せて実施することが必要。周知のための配布物を作成する場合はポスター及びチラシに限る。）

### 3 その他地域の実情に応じて強化すべき自殺対策事業

- (1) 自殺のハイリスク者（自殺未遂者に限る。ただし、ハイリスク地以外での一時的避難場所（シェルター）の提供に関しては、この限りではない。）に対する支援の実施
- (2) 自殺のハイリスク地（自殺多発地域）における対策の実施（一時的避難場所（シェルター）の提供を含む。ただし、（1）で定めるものを除く。）
- (3) 突発的な災害等により、自殺に対するリスクが高まった場合に対応するための自殺対策事業
- (4) 相談会の実施
- (5) 訪問による相談等
- (6) 相談窓口の設置（電話、メール、SNSによるものを含む。）
- (7) 傾聴サロン、自死遺族のための分かち合いの会等の実施
- (8) 行政機関等の相談担当者やNPO・ボランティア等の自殺対策に携わる人材を養成するための事業
- (9) 一般住民に対するゲートキーパー養成研修会等自殺対策に資する人材を養成するための事業
- (10) (8) 及び (9) ((8) 及び (9) に準ずる地方公共団体における事業を含む。) の指導員・講師を養成するための事業
- (11) (1) ～ (10) を実施するに当たって必要となる周知等（本事業の実施には、本事業を実施するに当たって必要となった(1) ～ (10) のいずれかの事業と併せて実施することが必要。周知のための配布物を作成する場合はポスター及びチラシに限る。）
- (12) 地域の実情に応じた自殺対策事業を実施する上で必要となる調査・研究
- (13) 自殺予防に関する啓発（1の(7) 及び2の(6) で定めるものを除く。）